

1. 受 理 番 号 請願第2号

2. 受 理 年 月 日 令和8年2月19日

3. 請 願 の 件 名

治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書採択を求める請願

4. 紹 介 議 員

杉浦 智子、林 まり、柏木敬友子、小島 義雄、中川 哲也

5. 付 託 委 員 会 総務常任委員会

6. 請 願 趣 旨 別紙のとおり

## 【別 紙】

戦前、天皇制政治のもとで主権在民を主張し、侵略戦争に反対したために、治安維持法で弾圧され、多くの国民が犠牲をこうむりました。

治安維持法が制定された 1925 年から廃止されるまでの 20 年間に、検挙された人 68,274 人（内起訴者 6,550 人、司法省調べ）、警察署で虐殺された人 93 人、刑務所・拘置所での虐待・暴行・発病などによる獄死者は約 300 名（2015 年 4 月現在、治安維持法 国賠同盟調べ）にのぼっています。

治安維持法は、日本がポツダム宣言を受諾したことにより、政治的自由への弾圧と人道に反する悪法として廃止されましたが、その犠牲者に対しては政府は謝罪も賠償もしていません。

世界では、ドイツ、イタリア、アメリカ、カナダ、韓国、スペイン、イギリスなど主要な国々で戦前、戦中の弾圧犠牲者への謝罪と賠償が進んでいます。

治安維持法 国賠同盟 滋賀県本部は、治安維持法制定から 100 年にあたる今年 9 月、「言葉残さぬ人びとを追って—治安維持法と滋賀県」を発行しました。この本では滋賀県ゆかりの 140 人を取り上げています。これらの「言葉残さぬ人びと」に光をあて、名誉回復をはかるとともに、未来に「戦争と弾圧」の記憶を語り継いでいくことが大切だ、と私たちは考えます。

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟では、言論の自由、人の権利を大事にしてほしいと 50 年にわたり国に対して、下記 3 項目を含む「治安維持法犠牲者に国家賠償法（仮称）」の制定を求めてきました。

1. 国は、治安維持法が人道に反する法律であったことを認めること
2. 国は、治安維持法犠牲者に謝罪と賠償を行うこと
3. 国は、治安維持法による犠牲者の実態を調査し、その内容を公表すること

地方議会に対しても、国に意見書を出していただくよう要請を続け、今日までに全国で 400 を超える地方議会で採択され、意見書が提出されています。

つきましては、貴議会におかれましても、私たちの要請にご理解をいただき、政府及び関係機関に、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出して下さるよう請願します。